

入院時連帯保証人代行制度の導入について

1 目的

県立病院に入院する際は、連帯保証人を立てる必要があるが、連帯保証人を依頼する手間と精神的負担は大きく、また、自身の病気のことや入院することなどを知られたくないといったプライバシーの問題もある。

こうしたことから、連帯保証人を保証会社が代行することで、患者さんに対するサービスの向上を図るもの。

2 概要

- (1) 導入時期 令和7年1月～
- (2) 対象者 県立4病院の入院患者
- (3) 利用料金 無料
- (4) サービス内容

患者さんは、入院する際に、県が契約する保証会社との間で保証委託契約を結ぶことで、保証会社が、患者さんと病院との間の入院診療契約の連帯保証人となる（入院申込と一体的に申込むため、別途の手続き等は不要）。

【スキーム図】

